

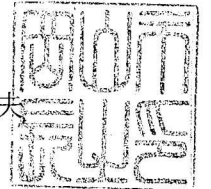
1024

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(公告)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月6日

岡山市長 大森 雅夫



- 1 組合の名称
岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合
- 2 事業所の所在地
岡山市北区駅前町一丁目8番18号
- 3 事業施行期間
令和2年8月から令和9年4月まで
- 4 施行地区
岡山市北区駅前町一丁目2番、3番、4番、1050番、1001番の一部、1003番の一部、1007番1の一部、1012番1、1012番2、1012番3、岡山市北区駅前町二丁目1001番の一部、1002番の一部、1005番
- 5 設立認可の年月日
令和2年8月11日
- 6 定款及び事業計画の変更認可の年月日
令和6年11月25日